

専門家に相談したい

新潟県よろず支援拠点 (NICO)

地震により被災した中小企業や小規模事業者からの相談に専門家（弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等）が対応します。

相談窓口	新潟県よろず支援拠点 (TEL:025-246-0058)
H P	https://www.niigata-yorozu.go.jp/

助成金を活用したい

なりわい再建支援事業 (県)

地震により被災した中小企業等の復旧・復興を推進するため、工場・店舗などの施設や生産機械などの設備の復旧に係る経費を補助します。

補助対象経費	資産計上されている施設・設備の復旧に要する経費 ※施設の建替えは、原則、全壊又は大規模半壊判定が必要です。 ただし、修繕費用よりも建替費用が安価な場合は建替が可能です。 ※災害発生以降、既に行われた復旧事業に要する経費も補助の対象となります。
募集期間	第4次募集（令和6年9月6日（金）～令和6年10月31日（木））は終了しました。 今後も募集は継続して行います。詳細が決まり次第、県ホームページでご案内します。
事業主体	中小企業・小規模事業者、 中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者）
補助率	中小企業・小規模事業者 3 / 4 中堅企業 1 / 2
補助上限額	3億円
相談窓口	新潟県なりわい再建支援補助金事務局 電話：025-288-6035 受付時間：9時～17時（土日祝日を除く）
H P	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/jigyosaiken.html

小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）（国）

地震により被災した小規模事業者の販路開拓等の取組を支援します。

補助対象経費	機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など ※災害発生以降、既に行われた事業に要する経費も補助の対象となります。
募集期間	第5次公募申請受付期間終了 ※第6次公募移行のスケジュールは、追って公表予定
事業主体	小規模事業者
補助率	2 / 3（一定の要件を満たす場合は定額）
補助上限額	○自社の「事業用資産」に損壊等の直接的な被害を受けた場合：200万円 ○令和6年能登半島地震に起因して、売上減少（▲20%）の間接的な被害を受けた場合：100万円
相談窓口	商工会議所地区:補助金事務局 (TEL:03-6635-2021) 商工会地区:新潟県商工会連合会 (TEL:025-283-1311)
H P	商工会議所 https://s23.jizokukahojokin.info/ното/ 商工会 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ното/index.html

被災商店街再建支援事業（県）

地震により被災した商店街等の早期復旧を図るため、商業基盤施設の復旧や、被災商店街の賑わい創出に向けた取組等を支援します。

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・商業基盤施設整備事業 アーケード、街路灯、路面舗装等の施設・設備の復旧費 等・販売促進、賑わい創出等の取組 謝金、旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、広報費 等
募集期間	募集終了
事業主体	商店街組合等
補助率	<ul style="list-style-type: none">・商業基盤施設整備事業 1/2・販売促進、賑わい創出等の取組 直接被害:10/10、間接被害:2/3
補助金額	<ul style="list-style-type: none">・商業基盤施設整備事業 上限・下限ともになし・販売促進、賑わい創出等の取組 上限100万円（下限30万円）
相談窓口	新潟県産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援班 (TEL:025-280-5235)
HP	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/jigyosaike
n.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/jigyosaike n.html

事業資金相談をしたい、借り入れをしたい

中小企業金融相談窓口（県）

地震により被災した中小企業者等の資金相談（セーフティネット資金、短期事業資金等）を受け付けています。

相談窓口	新潟県産業労働部 地域産業振興課 中小企業金融相談窓口（TEL:025-285-6887）
HP	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/sef-net20230104.html

令和6年能登半島地震対応資金（県）

地震により被災した中小企業者の方を支援するため、県制度融資の「セーフティネット資金（経営支援枠）」に融資枠を新設します。

対象者	令和6年能登半島地震により直接に被害を受けた中小企業者等
資金使途	運転資金、設備資金
募集期間	令和6年1月30日より取扱開始
申込窓口	県制度融資の取扱金融機関
限度額	7,000万円 ※セーフティネット資金の他の要件とは別枠で利用可能
貸付期間	10年以内（据置2年以内）
貸付利率 （年率）	3年以内 年1. 15% 3年超5年以内 年1. 35% 5年超7年以内 年1. 55% 7年超10年以内 年1. 75%
信用保証	新潟県信用保証協会の信用保証付き
お問合せ先	新潟県産業労働部 地域産業振興課 金融係 （TEL:025-280-5240）
HP	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/yuushinotojisinn.html

被災中小企業者二重債務対策利子軽減事業（県）

地震により被災した中小企業者のうち、新型コロナウイルス・物価高騰関連融資制度の残債がある者が県セーフティネット(経営支援枠)能登半島地震対応要件、自然災害要件、物価高騰等対策伴走支援型資金（災害関係保証）により融資を受ける場合、2年分の利子相当額を支給します。

対象者	以下①～③の全てを満たす中小企業者 ① 令和6年1月1日からの地震被害に係る罹災証明者又は被災証明書の発行を受けた者 ② 令和6年1月4日から令和7年1月31日までに新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）能登半島地震対応要件、自然災害要件、物価高騰等対策伴走支援型資金（災害関係保証）の融資を受けた者 ③ ②の融資を申し込んだ時点で、新型コロナウイルス感染症対応資金、新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策伴走支援型資金（旧新型コロナウイルス対策伴走支援型資金）、新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対策特別融資（旧新型コロナウイルス感染症対策特別融資）、原油・原材料価格高騰等対応推進緊急融資のいずれかの残債がある者
募集期間	令和6年2月22日～令和7年2月28日
申込窓口	新潟県地域産業振興課 金融係（郵送で提出）
補助額	新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）災害関連県制度融資の当初2年間の利子相当額（補助率10/10）
補助対象となる融資	新潟県信用保証協会の信用保証付き
お問合せ先	新潟県産業労働部 地域産業振興課 金融係 (TEL:025-280-5240)
HP	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nijuusaimu0240222.html

特別労働相談窓口、雇用調整助成金の特例措置(国)

被災された事業場、労働者、求職者の方々からの相談に対応するため、特別労働相談窓口を開設しています。また、雇用調整助成金の特例措置を行っています。

相談窓口	○特別労働相談窓口 ・新潟労働局雇用環境・均等室（TEL:025-288-3501） ○令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置 ・令和6年6月30日をもって終了
HP	https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/sintyaku_00390.html

使用料・手数料の減免（県）

地震による被害を受けた事業者が各種申請を行う場合の使用料や手数料を減免します。

対象	工業技術総合研究所における依頼試験手数料等
概要	被災企業を対象に依頼試験等手数料、機器貸付料の一部を免除します。 ※被災証明書（写し可）の提出が必要となります。
期間	被災した日から令和7年3月末日までの間の申請
相談窓口	新潟県工業技術総合研究所 ○ 企画管理室 Tel : 025-247-1303 各技術支援センター ○ 下越技術支援センター Tel : 025-244-9168 ○ 県央技術支援センター Tel : 0256-32-5271 ○ 中越技術支援センター Tel : 0258-46-3700 ○ 上越技術支援センター Tel : 025-544-6823 ○ 素材応用技術支援センター Tel : 0258-62-0115
HP	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/iri/oshirase-notohantogenmen.html

農林水産業等の経営相談をしたい

相談窓口（県）

被災された農林水産業者の方の経営継続を支援するため、相談窓口を設置しています。

相談窓口	○新潟県農林水産部 農 業：経営普及課（TEL:025-280-5302） 林 業：林政課（TEL:025-280-5326） 水産業：水産課（TEL:025-280-5311） ※各地域振興局の連絡先は、以下HPを参照願います。
HP	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/keieifukyu/240104notohantoujishin.html

助成金を活用したい

農林漁業者・団体

農林水産業施設等災害復旧支援事業〈①農業関係〉（国・県）

令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨により被災した農業者等の経営継続を図るため、施設・機械等の修繕や補強、再取得に係る経費について支援します。

補助対象経費	被災した施設、機械等の修繕、補強、再取得、解体撤去等に要する経費
事業主体	農業者、農業者等の組織する団体、市町村、JA等
補助率	共同利用施設、機械、機械格納庫等：5/10以内（国5/10） パイプハウス：5/10以内（国3/10、県1/10、市町村1/10） 補 強：5/10以内（国3/10、県1/10、市町村1/10） 解体撤去：6/10以内（国3/10、県1.5/10、市町村1.5/10）
相談窓口	地域農政推進課経営構造対策係（TEL:025-280-5293）

農業共同利用施設災害復旧事業（国）

地震により被害を受けた農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧に要する経費を支援します。

補助対象経費	農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設の復旧に要する経費
採択基準	保険金等の充当額を除き、復旧経費が40万円以上の施設(上記復旧経費が13万円以上40万円未満の場合についてもご相談ください。)
募集期間	募集中（原則として、令和6年3月31日まで）
事業主体	農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（5戸以上で構成したもの）等
補助率	40万円までの部分 3 / 10 40万円を超える部分 5 / 10
補助対象額	被災施設の復旧額を経年減価方式により算出した額 (ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とする。)
相談窓口	新潟県農林水産部 農業総務課 団体指導検査室 指導第1係 (TEL:025-280-5286)

住宅を再建する方

新潟県産材の家づくり復興支援事業（県）

地震により被災した住宅等の早期復旧を図るため、県産材や県産品を使用した住宅等の再建を支援します。

補助対象経費	市町村から一部損壊以上の「罹災証明書」又は「被災届出証明書」等が発行された住宅等※で、新潟県産材や県産品を使用した建て替え、修繕に要する経費 ※ 住宅等には、住宅、店舗、事務所、併用住宅の店舗部分、共同住宅のほか、住宅と同一敷地内で住宅の建て替え、修繕と同時に施工する離れ、車庫、倉庫、外構等を含みます。										
募集期間	令和6年3月12日～令和7年3月10日										
事業主体	被災した住宅等を県産材を使用して建て替え、修繕する大工・工務店等										
補助率	（定額）使用する県産材や県産品の使用量に応じて支援										
補助金額	<p>○補助基準</p> <table border="1"><thead><tr><th>県産材使用量</th><th>補助額</th></tr></thead><tbody><tr><td>5 m³～</td><td>8万円</td></tr><tr><td>10 m³～</td><td>16万円</td></tr><tr><td>15 m³～</td><td>26万円</td></tr><tr><td>20 m³～</td><td>38万円</td></tr></tbody></table> <p>※県産材を1棟あたり建て替えで5m³以上、修繕で1m³以上使用する住宅等が対象 ※修繕1m³以上5m³未満については、9,600円/m³を支援</p> <p>○加算について（補助基準にある県産材を使用した住宅等に適用） ・県産瓦、畳、しっくい、珪藻土の使用についても加算補助します。 詳しくは、県ホームページをご覧ください。</p>	県産材使用量	補助額	5 m ³ ～	8万円	10 m ³ ～	16万円	15 m ³ ～	26万円	20 m ³ ～	38万円
県産材使用量	補助額										
5 m ³ ～	8万円										
10 m ³ ～	16万円										
15 m ³ ～	26万円										
20 m ³ ～	38万円										
相談窓口	新潟県農林水産部林政課木材振興係（TEL:025-280-5324）										
HP	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/rinsei/komuten-jigyo-noto.html										

各制度の詳細については、それぞれのホームページまたは
相談窓口へのお問合せによりご確認ください。